

都市農業の振興における神奈川県と大学との連携に関する協定書

神奈川県と麻布大学、東京農業大学、日本大学及び明治大学（以下「各大学」という。）とは、本県都市農業（神奈川県全域で営まれる農業。以下「都市農業」という。）の持続的発展に資するため、連携協力の取組に関する基本的事項について協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、神奈川県及び各大学のもつ資源を活用し、広く連携協力を進めることにより、都市農業の振興に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 神奈川県及び各大学は、次の事項について連携協力を推進する。

- (1) 都市農業に関する研究の実施に関すること
- (2) 都市農業に関する研究、技術情報の交換に関すること
- (3) 都市農業の担い手育成・教育に関すること
- (4) 施設、フィールド等の相互利用に関すること
- (5) 都市農業への理解促進に関すること
- (6) その他、目的達成のために必要な事項

（連携協力の推進）

第3条 前条に定める連携協力のための都市農業振興連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

2 連絡会の構成、運営及び具体的な取組内容に関して必要な事項は別に定める。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は1年間とする。ただし、本協定有効期間満了の日の1ヶ月前までに神奈川県又は各大学のいずれかから終了の申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、5者が協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を5通作成し、5者が署名の上、各1通を保有する。

平成24年 2月10日

神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事



神奈川県相模原市中央区淵野辺1-17-71
麻布大学学長



東京都世田谷区桜丘1-1-1
東京農業大学学長



神奈川県藤沢市亀井野1866
日本大学生物資源科学部長



東京都千代田区神田駿河台1-1
明治大学学長

